

広島県告示第千二十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和二年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

田総川漁業協同組合

2 住所

庄原市総領町下領家二七八

二 免許番号

内水共第三十三号、内水共第三十四号及び内水共第三十五号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p style="text-align: center;">住 所 納付場所(TEL)</p> <p>(1)庄原市総領町下領家 <u>278</u> 田総川漁業協同組合 <u>(0824)88-3067</u></p> <p>(2)その他組合が指定する場所</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>3 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p style="text-align: center;">住 所 納付場所(TEL)</p> <p>(1)庄原市総領町下領家 <u>1-3</u> 田総川漁業協同組合 <u>(0824)88-2127</u></p> <p>(2)その他組合が指定する場所</p>